七　払込金額
イ　価格競争入札発行　一兆七千九百五十三億三千二百四十三万円
ロ　非競争入札発行　五億二百四十四万五千円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百四十三億千六百十四万七千円
ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千六百四十七億百四十七万千円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年十一月十五日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四十八銭五厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四十八銭九厘
十二　利率　年〇・一パーセント
十三　初期利子　平成三十年五月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　償還期限　平成三十一年十一月十五日
十六　償還金額　額面金額百円につき百円
十七　元利金支払場所　日本銀行
十八　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十九　払込期日　平成二十九年十一月十五日

〇財務省告示第三百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年十一月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百三十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で一兆八千億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　うち、特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆七千六百四億円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百九十六億円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十七条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で三千九百九十一億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　一兆八千百八十一億八千百九十一万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千三十一億三千九十一万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二千七百四十二億四千二百十五万円
八　最低額面金額　五万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十九年十一月十六日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百一円以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百一円一銭
十二　利率　年〇・一パーセント
十三　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$額面金額 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{57}{365}$$